

2014年6月1日

関西単一労働組合
執行委員長 山鹿 美保
同大阪大学分会
分会長 加藤多恵子

大阪大学に対する賛同署名へのご協力をお願い

日夜のご奮闘に敬意を表します。

大阪大学は、2004年の大学法人化以前から働いてきた非常勤職員（長期非常勤職員と呼ばれている）を来年2015年3月末に一齐に雇止め解雇しようとしています。その人数は170人のぼり、わが組合の石橋美香（34歳）もそのひとりです。

私たちはこの不当かつ大量解雇を何としても阻止すべく、全力をあげて闘っていますが、その一環として、全国の闘う労働組合・労働者から大阪大学に対する解雇撤回要求の声をあげていただきたく、署名へのご協力をお願いするものです。

① 署名用紙は団体用と個人用の2種類あります。

団体署名は組合本部にとどまらず支部や分会レベルまで、また、個人署名は組合員を中心に広げてください。

② 同封の返信封筒で関単労本部にご返送ください。

【署名送付先】 関西単一労働組合

大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL/FAX 06-6303-0449

③ 署名の第1次集約は7月31日とします。

* 詳しくは、阪大分会のホームページ <http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp> をご参照ください。

以上、阪大闘争へのご支援を重ねて訴え、賛同署名へのご協力をお願いとします。

石橋組合員ら長期非常勤職員の 2015年3月末解雇の撤回を求める賛同署名

国立大学法人 大阪大学
総長 平野 俊夫 様

私たちは、大阪大学が2015年3月末をもって約170名もの長期非常勤職員を一斉に雇止め解雇しようとしていることを、断じて許すことはできない。

大阪大学は2004年4月の国立大学法人化によって、「儲かる大学」へと大きく転換し、徹底した人件費抑制策をとり、非常勤職員の雇用期限を最長6年とする短期雇用制度を導入した。その際、法人化以前から10年、20年と長く働いてきた長期非常勤職員には「当分の間、更新可能年数に制限を設けない」とし、短期雇用制度の適用除外とした。団交などで「定年まで働ける」と言っていたのである。

ところが、2009年10月26日、大阪大学は突然、「当分の間」を2015年3月末までとし、長期非常勤職員を一斉に雇止めするとの「お知らせ」を出した。関西単一労組とたった1回1時間の団交をおこなっただけで、「お知らせ」を強行実施したのだ。大阪大学は長期非常勤職員を対象にした特例職員制度をつくったから問題はないと居直っているが、全員がなれる訳ではなく、特例職員にならない、なれない長期非常勤職員は2015年3月末で一斉に解雇される。法人化の激変期を乗りきるために長期非常勤職員を使っておきながら、法人化が軌道にのれば一方的に解雇するというのは、人権無視の使い捨てだ。大阪大学は規制緩和の最先端にあり、労働組合を無視し、労働法なきに等しい大学をつくり出そうとしている。

法人化からすでに10年が経ち、法人化時に約400名いた長期非常勤職員は現在約170名になっている。人間科学研究科の図書室で働く石橋美香組合員(34歳)もその1人で、図書室で働き続けたいと願い、職場も労働時間も変わる特例職員になることを拒否した。長期非常勤職員は大学にとって必要不可欠な業務を担い、その仕事なくなる訳ではなく、解雇の合理的理由はない。

よって、私たちは次の通り要求する。

記

長期非常勤職員の2015年3月末雇止め解雇を撤回し、全員の継続雇用をおこなうこと。

名 前	住 所

【呼びかけ団体】 関西単一労働組合／同大阪大学分会

【署名送付先】 関西単一労働組合 大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL/FAX 06-6303-0449

詳しくは、阪大分会のホームページ <http://handaibunkai.xxxxxxx.jp> をご参照ください。

石橋組合員ら長期非常勤職員の 2015年3月末解雇の撤回を求める賛同署名

国立大学法人 大阪大学
総長 平野 俊夫 様

私たちは、大阪大学が2015年3月末をもって約170名もの長期非常勤職員を一斉に雇止め解雇しようとしていることを、断じて許すことはできない。

大阪大学は2004年4月の国立大学法人化によって、「儲かる大学」へと大きく転換し、徹底した人件費抑制策を取り、非常勤職員の雇用期限を最長6年とする短期雇用制度を導入した。その際、法人化以前から10年、20年と長く働いてきた長期非常勤職員には「当分の間、更新可能年数に制限を設けない」とし、短期雇用制度の適用除外とした。団交などで「定年まで働ける」と言っていたのである。

ところが、2009年10月26日、大阪大学は突然、「当分の間」を2015年3月末までとし、長期非常勤職員は一斉に雇止めするとの「お知らせ」を出した。関西単一労組とたった1回1時間の団交をおこなっただけで、「お知らせ」を強行実施したのだ。大阪大学は長期非常勤職員を対象にした特例職員制度をつくったから問題はないと居直っているが、全員がなれる訳ではなく、特例職員にならない、なれない長期非常勤職員は2015年3月末で一斉に解雇される。法人化の激変期を乗りきるために長期非常勤職員を使っておきながら、法人化が軌道にのれば一方的に解雇するというのは、人権無視の使い捨てだ。大阪大学は規制緩和の最先端にあり、労働組合を無視し、労働法なきに等しい大学をつくり出そうとしている。

法人化からすでに10年が経ち、法人化時に約400名いた長期非常勤職員は現在約170名になっている。人間科学研究科の図書室で働く石橋美香組合員(34歳)もその1人で、図書室で働き続けたいと願い、職場も労働時間も変わる特例職員になることを拒否した。長期非常勤職員は大学にとって必要不可欠な業務を担い、その仕事なくなる訳ではなく、解雇の合理的理由はない。

よって、私たちは次の通り要求する。

記

長期非常勤職員の2015年3月末雇止め解雇を撤回し、全員の継続雇用をおこなうこと。

団体名 (もしくは代表者名)



(住 所)

【呼びかけ団体】 関西単一労働組合／同大阪大学分会

【署名送付先】 関西単一労働組合 大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL/FAX 06-6303-0449

詳しくは、阪大分会のホームページ <http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp> をご参照ください。